

「抵当権実務必携Q&A」 お詫びと訂正

本書に、下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

記

●185 頁の（第 1 制限行為能力者の比較）表内、「要件」欄中下から 2 行目

（誤） で家庭の審判を受

（正） で家裁の審判を受

●264 頁の下から 14 行目

（誤） 保佐人と被保佐人の利益相反行為については、被保佐人の権限は制限され、

（正） 保佐人と被保佐人の利益相反行為については、保佐人の権限は制限され、

●287 頁の上から 10 行目

（誤） 委任後見契約の効力発生後の任意後見人は、①任意後見監督人の直接の監

（正） 任意後見契約の効力発生後の任意後見人は、①任意後見監督人の直接の監

●382 頁の下から 7 行目

(誤) 併せて抵当権の被担保債権とした場合、民法 375 条 1 項の規定の規定の適用

(正) 併せて抵当権の被担保債権とした場合、民法 375 条 1 項の規定の適用

●413 頁の下から 3 行目

(誤) 登記義務者たる抵当権設定者が抵当権の目的となる権利を取得したときに

(正) 登記義務者たる抵当権の登記名義人(抵当権者)が当該抵当権を取得したときに

●417 頁の下から 4 行目

(誤) 登記権利者として抵当権の目的たる権利の登記名義人(抵当権設定者)を記

(正) 登記権利者として抵当権の登記名義人(抵当権者)を記

●418 頁の上から 3 行目

(誤) 登記義務者として抵当権の登記名義人(抵当権者)を記載する。

(正) 登記義務者として抵当権の目的たる権利の登記名義人(抵当権設定者)を記載する。

●462 頁の下から 3 行目

(誤) 登記権利者として抵当権の目的たる権利の登記名義人(抵当

権者）を記載する。

(正) 登記権利者として抵当権の登記名義人(抵当権者)を記載する。

●463 頁の上から 2 行目

(誤) 登記義務者として抵当権の登記名義人(抵当権者)を記載する。

(正) 登記義務者として抵当権の目的たる権利の登記名義人(抵当権設定者)を記載する。

●496 頁の 10 行目

(誤) た登記原因証明情報／登記済証を提供する。

(正) た登記識別情報／登記済証を提供する。

●579 頁の(登記申請書)表中 上から 4 行目

(誤) 弁 済 額 金〇万円

(正) 代 位 額 金〇万円

●579 頁の下から 8 行目

(誤) (3) 弁済額

(正) (3) 代位額

●579 頁の下から 7 行目

(誤) 「弁済額 金〇万円」と記載する。

(正) 「代位額 金〇万円」と記載する。

●581 頁の（登記原因証明情報）表中 上から 5 行目

（誤） (3) 弁 済 額 金〇万円

（正） (3) 代 位 額 金〇万円

●582 頁の（3 【登記記録例】）表内、「権利者その他の事項」欄中
上から 7 行目

（誤） 弁済額 金〇万円

（正） 代位額 金〇万円

●640 頁の下から 1 行目

（誤） 登記権利者たる転抵当権者と登記義務者たる原抵当権者よ
共同申請を原則

（正） 登記権利者たる転抵当権者と登記義務者たる原抵当権者によ
る共同申請を原則

以上